

XIV. 參考資料

保育所、幼稚園、認定こども園の施設数及び利用状況

		施設数	利用状況
保育所 (保育所型認定こども園を除く)		22,731か所	約190万人
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を除き、特別支援学校 幼稚部を含む)		8,334か所	約85万人
	施設型給付を受ける幼稚園	4,674か所	約28万人
	施設型給付を受けない幼稚園	3,660か所	約57万人
認定こども園		8,585か所	約106万人
	幼保連携型	6,093か所	約79万人
	幼稚園型	1,246か所	約16万人
	保育所型	1,164か所	約11万人
	地方裁量型	82か所	約0.5万人

保育所は令和3年4月1日時点

幼稚園は令和3年5月1日時点

認定こども園は令和3年4月1日時点

幼稚園については、学校基本調査、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査及び認定こども園に関する調査による

地域型保育事業の施設数及び利用状況

	施設数	利用状況
家庭的保育事業	875か所	2,798人
小規模保育事業	5,776か所	78,213人
居宅訪問型保育事業	25か所	170人
事業所内保育事業	666か所	9,271人

令和3年4月1日時点

認可外保育施設の施設数及び利用状況

	施設数	利用状況
認可外保育施設(計)	19,078か所	243,882人
事業所内保育	8,210か所	114,065人
ベビーホテル	1,255か所	19,433人
ベビーシッター	5,454か所	6,147人
その他	4,159か所	104,237人

令和2年3月31時点

企業主導型保育施設の施設数及び利用状況

	施設数	利用状況
企業主導型保育施設	4,223施設	101,028人

令和2年度募集結果を受けた整備予定分を含めると 4,448施設、105,643人
令和2年度までの助成決定数累計(令和3年3月31日時点)

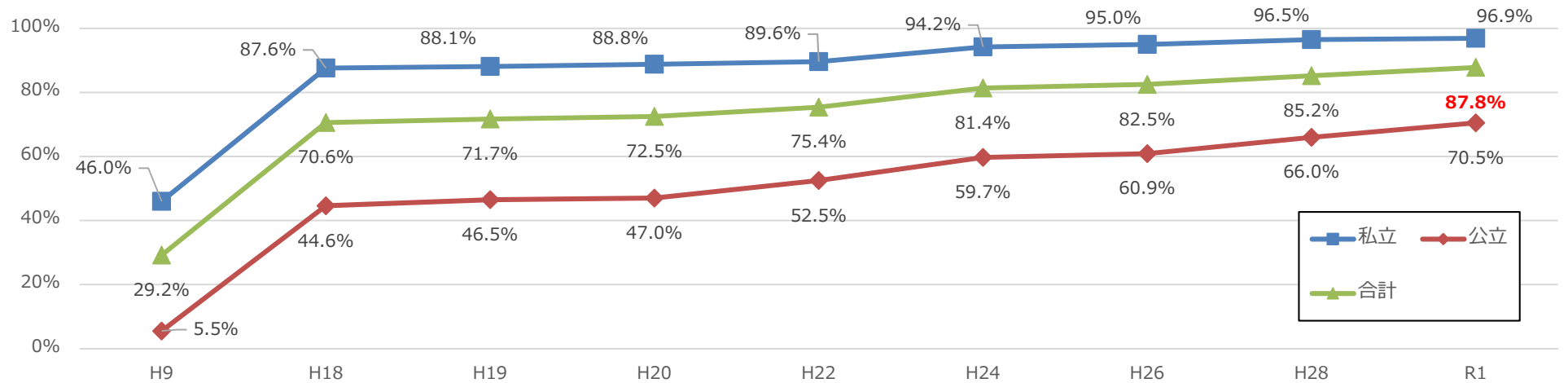
幼児教育・保育の無償化対象施設のか所数及び利用状況 (ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児保育事業)

	か所数	利用状況
ファミリー・サポート・センター事業	971市区町村	依頼会員 60万人 提供会員 14万人 両方会員 4万人
一時預かり事業	9,882か所	332万人 (延べ利用者数)
病児保育事業	3,582か所	97万人 (延べ利用者数)

令和3年度時点(ファミサポ)、令和2年度実績(一時預かり事業、病児保育事業)

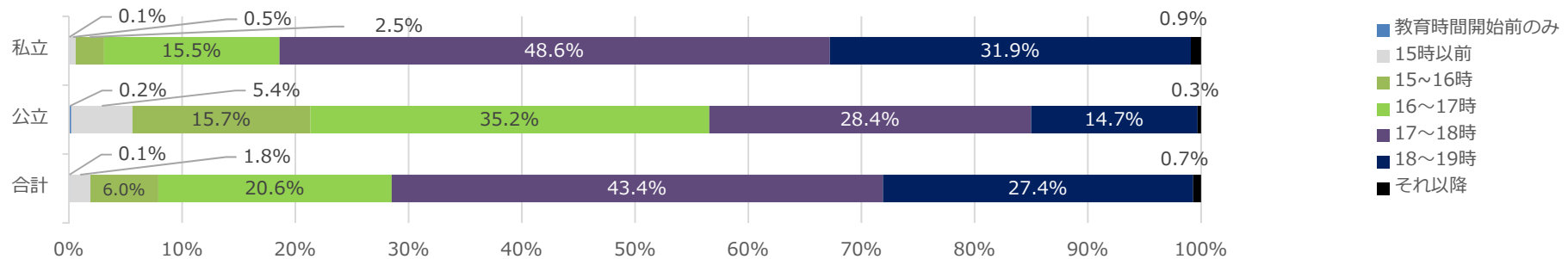
幼稚園等における預かり保育等の実施園数

✓ 在園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%



母数：幼稚園及び幼稚園型認定こども園（以下同じ）

✓ 7割の幼稚園で17時以降も在園児の預かり保育を提供



✓ 満3歳未満児の保育を実施している幼稚園は全体の67.0%

園種	実施率 (%)
私立	67.6%
公立	65.8%
合計	67.0%

母数：幼稚園

年間平均実施日数

私立	46.5日
公立	18.5日
合計	36.6日

母数：満3歳未満児の保育を実施している幼稚園

子ども・子育て関連3法成立までの検討経緯

平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

平成24年

3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)

6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」
国会提出

6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案(議員修正)国会提出

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1 / 1)

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1 / 3)

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じた、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党)

社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。

幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)抜粋

附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議

(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

4. 少子化危機突破のための緊急対策

(平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定)(抜粋)

5 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月

(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)(抜粋)

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源(0.7兆円)では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

6. 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日)(抜粋)

施策の具体的内容 1. 重点課題

(1) 子育て支援施策を一層充実させる。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

7. 経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日)(抜粋)

2. 女性活躍、教育再生をはじめとする多様な人材力の発揮

[2]結婚・出産・子育て支援等

(略)「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。「待機児童解消加速化プラン」、「放課後子ども総合プラン」等も確実に推進する。

8. 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日)(抜粋)

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現

(2) 子ども・子育て支援、子どもの貧困対策等

(略)「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。

9. 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)(抜粋)

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(3) 少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

10. 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)(抜粋)

7. 安全で安心な暮らしの実現

(5) 少子化対策、子ども・子育て支援

少子化という我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない国難を克服する。このため、個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

子育てに対して一人ひとりが温かい手を差し伸べ、共に応援していくという社会的気運を醸成しながら、地域社会において活力・意欲あるシニア層の参画を促進するなど、子育ての支え手の多様化を図るとともに、結婚、妊娠、出産段階からの切れ目のない支援に取り組む。また、男女ともに希望すれば働き続けながら子育てができる多様なライフスタイルが選択可能な環境をつくる。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

11. 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日)(抜粋)

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

少子化対策、子ども・子育て支援

結婚支援を引き続き推進するとともに、社会全体で子育てを支えるため、通勤時間の短縮やテレワークの推進、地域や家庭における子育ての担い手の多様化などの取組による、総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化する。これにより「希望出生率1.8」の実現を目指す。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿整備等を進める。なお、共働き世帯の増加や児童期の多様な学びの必要性の高まりを踏まえ、2019年中に、放課後児童クラブに期待される様々な役割を把握するための実態調査を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)においては、「『経済財政運営と改革の基本方針2019』(令和元年6月21日閣議決定)のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。」こととされている。

12. 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日)(抜粋)

施策の具体的内容 1. 重点課題

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

— 2 (1) 子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)

(子ども・子育て支援新制度の着実な実施)

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、実施主体である市町村が住民のニーズを把握した上で、地域の実情に応じて子ども・子育て支援の充実を図る。また、その更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

13. 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日)(抜粋)

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

(1) 結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、KPIを定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。

14. 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)(抜粋)

2. 社会課題の解決に向けた取組

(2) 包摂社会の実現

(略)こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める⁴⁸。その際には、こどもに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

⁴⁸ また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の向上
所要額	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	認定こども園、幼稚園、保育所、 地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) 1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) 4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員 給与の改善(3%～5%) 小規模保育の体制強化 減価償却費、賃借料等への対応 など
	地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、 放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブの充実 一時預かり事業の充実 利用者支援事業の推進 など
	社会的養護の量的拡充	児童養護施設等の職員配置基準の改善 児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 民間児童養護施設の職員給与等の改善 など
		量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

「質の向上」の事項のうち、
は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。
は一部を実施する事項、
はその他の事項

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

- **一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充**
 - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
 - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
 - ・ これにより、事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】 平成28年4月1日

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の概要

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

概要

1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。

※ 平成30年度の拠出金率は、0.29%（政令で規定）

2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

※ 平成30年度は、保育の運営費（0歳～2歳児相当分）のうち、5.75%を事業主拠出金をもって充てる。（政令で規定）

3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

施行期日

平成30年4月1日

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成30年3月29日参議院内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 企業主導型保育事業の推進に当たり、子ども・子育て拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫することのないよう、十分に配慮すること。また、子ども・子育て拠出金の率等の変更にあたっては、事業主団体との協議を尽くすこと。
- 2 保育の質の確保を図る観点から、市町村の待機児童解消等に向けた取組を支援するため都道府県が関係市町村等と組織する協議会においては、保育士の配置基準について、市町村の判断を尊重して議論が行われるよう配慮すること。
- 3 認可外保育施設の安全性を確保するため、都道府県による指導監督が適正に実施されるよう、所要の措置を講じること。特に、企業主導型保育事業に関し、国の委託を受けた公益財団法人児童育成協会が行う指導・監査にあたっては、都道府県との情報共有が適切に行われるよう努めること。
- 4 保育の実施義務を担う市町村が、区域内の企業主導型保育事業の実施状況等を十分に把握し、利用者への情報提供等が可能となるよう配慮すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上に必要とされる一兆円超のうち、消費税財源以外から確保する〇・三兆円超について、早期に安定的な財源を確保するよう最大限努力すること。
- 6 喫緊の課題となっている待機児童の解消に向け、保育士等の保育人材に対する更なる処遇改善策を講じること。なお、処遇改善策を講じるにあたっては、保育所等における人件費の運用実態等について十分な調査、検証を行うこと。

右決議する。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、の対象施設等を の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正

① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

③ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

(2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額※以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

※児童手当法施行令に、子ども2人+年収103万円以内の配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定。

※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正）。

※ 検討規定【改正法附則に規定】

政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

令和4年4月1日（ただし、(1)の③は、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）の概要

平成27年6月19日成立
平成27年6月26日公布

第5次地方分権一括法

平成26年から新たに導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行うもの。
〔19法律を一括改正〕

地方分権改革に関する提案募集方式

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より、委員会勧告方式に替えて「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとしている。

主な改正内容

地方公共団体への事務・権限の委譲等
義務付け・枠付の見直し等

改正内容（抜粋）

保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止

子ども・子育て支援新制度では、将来の保育需要を見越した受け皿整備の環境が整うこと等から、保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の規定を廃止することにより、有効期間経過後の事業の見直しに対する経営主体の不安を解消し、認定こども園の活用を通じた保育体制の充実を促進する。

今回の見直し

認定の有効期間について、都道府県が5年以内で定める



当該規定を廃止

〔改正規定〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第5条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第9条

施行期日

直ちに施行できるもの → 公布の日 = 6月26日

地方公共団体において条例制定や体制整備が必要なもの → 平成28年4月1日 等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）の概要

平成29年4月19日成立
平成29年4月26日公布

平成29年4月19日成立
平成29年4月26日公布

第7次地方分権一括法

「提案募集方式」に基づく地方からの提案について、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容(抜粋)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務・権限を指定都市へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園)の認定等の事務・権限を、指定都市へ移譲することにより、指定都市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、指定都市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	都道府県	指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		
幼保連携型以外の認定こども園の認定等		→

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等の権限を、認定等の権限を有する市へ移譲することにより、認定こども園の運営状況を一体的に把握した上で効果的な指導・監督の実施に資する。

(施行日:H30.4.1)

権限	改正前	改正後
認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市

幼保連携型認定こども園は指定都市・中核市に移譲済み
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は により指定都市に移譲予定

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）の概要 関係部分

平成30年6月19日成立
平成30年6月27日公布

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限を、都道府県から中核市へ移譲することにより、中核市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、中核市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

指定都市へは、第7次地方分権一括法により移譲済み（施行日：H31.4.1）

権限	都道府県	中核市
幼保連携型認定こども園の認可等		
幼保連携型以外の認定こども園の認定等		→

幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域において「従うべき基準」から「標準」に緩和（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園の居室の床面積基準について、現在、保育所に対して適用されている「従うべき基準」から「標準」への緩和と同様の特例措置を設けることにより、大都市圏を中心とした一部地域（ ）において独自の基準設定が可能となり、待機児童の解消に資する。

保育所の特例措置は待機児童数や住宅地の公示価格を要件として指定

（施行日：公布の日から3月を経過した日 平成30年9月27日）

保育所は、大都市圏を中心とした一部地域で、「標準」として独自の基準設定が可能



幼保連携型認定こども園においても、保育所と同様に独自の基準設定が可能に

特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し（子ども・子育て支援法）

特定教育・保育施設（ ）の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を廃止し、事後届出とすることにより、市町村における迅速な利用定員の設定・変更及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

特定教育・保育施設：施設型給付費の支給対象となる認定こども園、幼稚園、保育所

（施行日：公布の日から3月を経過した日 平成30年9月27日）

市町村長から都道府県知事への協議が必要



事後届出に見直し

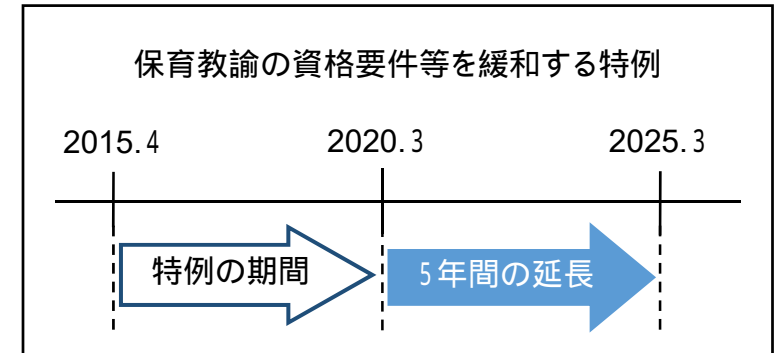
第9次地方分権一括法

「提案募集方式（地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容(抜粋)

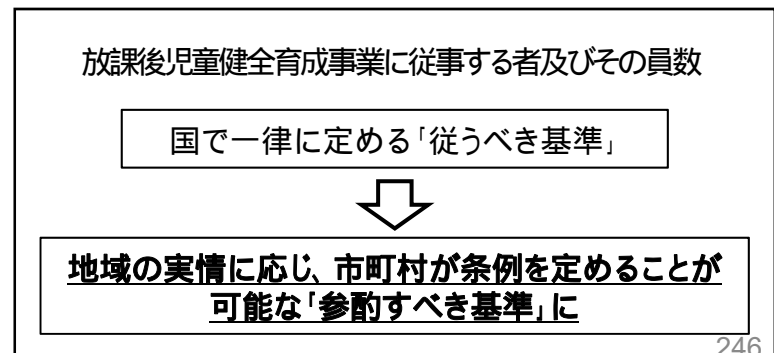
幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、2019年度末まで設けられている保育教諭となることができる者の要件に係る特例¹を5年間(2024年度末まで)延長する。
 - 1 保育士と幼稚園教諭免許の両方の資格を持つことが保育教諭となる要件であるところ、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる
- ・ 保育士登録を受けた者について、2019年度末まで設けられている幼稚園教諭免許状の授与要件に係る特例²を5年間(2024年度末まで)延長する。
 - 2 幼稚園教諭による保育士資格の取得の特例については、厚生労働省告示において措置
- ・ これにより、施設における必要な人材確保、施設運営の安定化に資する。
(施行日:2020.4.1)



放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）

- ・ 「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準」について、厚生労働省令で定める基準を参酌しつつ、市町村が条例で定めることができるようにする。
- ・ これにより、事業の質を担保した上で、地域の実情に応じた運営が可能となる。
(施行日:2020.4.1)



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）の概要

令和2年6月3日成立
令和2年6月10日公布

第10次地方分権一括法

「提案募集方式（地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容(抜粋)

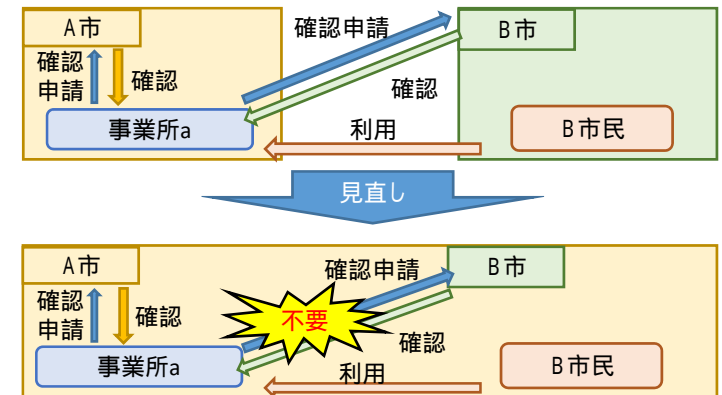
地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し(子ども・子育て支援法)

- 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村（B市）の長による「確認」を不要とする。

地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている。

- これにより、事業者にとっては事業所所在市町村（A市）の長からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。

施行日：公布の日から起算して三月を経過した日



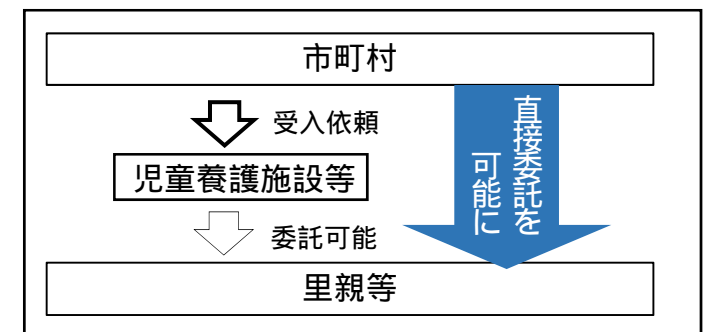
子育て短期支援事業において児童を里親等に直接委託して実施することを可能に(児童福祉法)

- 子育て短期支援事業において、市町村が児童養護施設等を介さずに児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようにする。

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

- これにより、近隣に児童養護施設等が存在しない場合においても、地域の 実情に応じた子育て短期支援事業の安定的な実施が可能となる。

施行日：令和3年4月1日



国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

施行期日 公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → 平成27年9月1日
その他 一部改正規定 → 公布の日(平成27年7月15日) 等

改正内容（抜粋） 地域限定保育士の創設

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与。

現状 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。



改正 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う2回目の試験の合格者には、3年間当該特区区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。
当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

認定こども園における地域限定保育士の取扱いについて

- ・ 保育教諭となるための要件である「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。
【国家戦略特区法第12条の4】
- ・ 園長、副園長又は教頭となるための要件の1つである「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。
【認可園基準第5条・認可法施行規則第12条】
- ・ 満3歳未満の子どもの保育に従事する者に「地域限定保育士」を含める。
【施設運営基準告示第3】

令和3年度における保育士試験の年2回実施について

概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施。

実施時期

- ・ 通常試験（1回目）
筆記試験：令和3年4月17日（土）・18日（日）
実技試験：令和3年7月4日（日）
- ・ 地域限定保育士試験及び通常試験（2回目）
筆記試験：令和3年10月23日（土）・24日（日）
実技試験：令和3年12月12日（日）

実施自治体（2回目試験）

- ・ 通常試験
47都道府県
- ・ 地域限定保育士試験
神奈川県（2回目の試験とは別日に3回目の試験を実施）
大阪府（2回目の試験と同日に3回目の試験を実施）

受験手数料

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

施行期日

公布の日から3ヶ月内において政令で定める日

平成29年9月22日

一部の規定は公布日施行

改正内容（抜粋）

小規模認可保育所における対象年齢の拡大

待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみ保育等を行うことを可能とする。

現状

「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳～5歳を保育できることとしている。

特に都市部では、3歳以上にも待機児童が発生し、小規模保育の卒園後の受け皿が十分に足りていない状況。

改正

待機児童の多い国家戦略特区内において、対象年齢の原則を撤廃し、0～5歳や3～5歳を対象とする小規模保育事業を認める。

多様な主体による地域限定保育士試験の実施

地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。

現状

大部分の都道府県で年2回の保育士試験が指定試験機関に委託して実施されている。

指定試験機関となる法人は、一般社団法人又は一般財団法人に限定しており、現在は全ての都道府県が単一の一般社団法人を指定しているが、試験の実施回数を増やすことには限界がある。

改正

地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。

構造改革特別区域内の公立幼保連携型認定こども園における 給食の外部搬入方式の容認事業の創設について

平成27年9月4日公布・施行

現状

幼保連携型認定こども園における満3歳未満の園児に対する給食については、施設外で調理し、搬入する方法は認められていない。(認定こども園基準第13条)

ただし、構造改革特区内に存在し、満3歳未満の園児に対する給食の外部搬入事業が認められている公立保育所が、幼保連携型認定こども園に移行する場合で一定の要件を満たす場合に限り、3歳児未満の園児に対する給食についても、施設外で調理し、搬入する方法が認められている。(認定こども園基準附則第5条)

改正内容

構造改革特区内の公立幼保連携型認定こども園について、一定の要件を満たしていると総理大臣の認定を受けたときは、満3歳未満の園児に対する給食については、施設外で調理し、搬入する方法によることができることとする。

この場合、調理室を備えないことができるが、必要な調理機能を有する設備を備えなければならない。
(内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令)

認定のための要件（概要）

1. 満3歳児未満の園児に対する食事の提供の責任が、当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務の受託社との契約内容が確保されていること。
2. 当該認定こども園または他の施設、保育所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭等による必要な配慮が行われること。
3. 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。
4. 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満3歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
5. 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

子ども・子育て支援新制度における 「量的拡充」と「質の向上」について

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上（所要額）

【凡例】

「附帯決議」：子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議（平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）に記載されているもの

「基準」：第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの

「平成26年度予算」：平成26年度予算に計上されたもの

1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
量的拡充	別紙(P250)参照	4,068億円程度(公費分)	

○: 項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□: 項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

内容欄の「」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、

所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

2. 質の向上（給付等関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	○ 3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1)	700億円程度	・附帯決議
	1歳児の職員配置を改善(6:1 5:1)	670億円程度	
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1 25:1)	591億円程度	
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置 まずは年間2日 年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 担当保育士の人件費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置

項目	内容	平成25年度 29年度 所要額	備考
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	<input type="checkbox"/> 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+5%) 職員給与の改善 まずは+3% +5%	952億円程度 (571億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・平成26年度予算(保育士等処遇改善臨時特例事業 367億円 : +2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	<input type="checkbox"/> 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) まずは非常勤保育士 1人(3時間分)	337億円程度~ (337億円程度)	
	<input type="radio"/> 保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	<input type="radio"/> 小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算(小規模保育の先行実施 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	<input type="radio"/> 地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 <small>認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ)</small> 幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	<input type="checkbox"/> 地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置) 活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
地域の子育て支援・療育支援 (続き)	<p>障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配) 補助者の人件費を見直し</p>	231億円程度 (89億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
小学校との接続の改善	<p>公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合) まずは事務経費のみ 人件費を含む</p>	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	<p>施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乘せ</p>	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	<p>直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日)) 幼稚園・認定こども園:まずは週2日 幼稚園:週5日、認定こども園:週6日</p>	194億円程度 (45億円程度)	
施設長、栄養士、その他の職員の配置	<p>保育所について、施設長の配置を義務化</p>	135億円程度	
	<p>栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(栄養士(非常勤)に係る費用) まずは嘱託費用 栄養士(非常勤)に係る費用</p>	73億円程度 (22億円程度)	
	<p>半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置</p>	154億円程度	・平成26年度予算 (保育所に保育支援者を配置 72億円) 255

項目	内容	平成25年度 29年度所 要額	備考
第三者評価等の推進	<input type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年()に1度の受審) 児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様 まずは5年に1度(半額補助) 3年に1度(全額補助)	42億円程度 (12億円程度)	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<input type="checkbox"/> 質の向上で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等 質の向上により引き上がる保育単価の減	226億円程度 (197億円程度)	

3 . 質の向上 (地域子ども・子育て支援事業関係)

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援 常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援 154億円)
	<input type="checkbox"/> 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="checkbox"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
一時預かり事業の充実	常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	
	保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度	
病児保育の充実	<input type="checkbox"/> 幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度	
	<input type="checkbox"/> 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) 利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度	
	<input type="checkbox"/> 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) 現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度	

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) まずは3中学校区に1箇所程度 2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(利用者支援事業 162億円)
実費徴収に伴う補足給付事業	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 まずは生活保護世帯に対する半額の補助 市町村民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	・市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	<input type="checkbox"/> 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	<input type="checkbox"/> 認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

4 . 質の向上（社会的養護関係）

項目	内容	平成25年度 29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1 4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) 平成27年度から15年かけて全施設で実施 平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) 増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設等のか所数の増 33 億円)
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) 職員給与の改善 まずは+3% +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

5 . 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の向上 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考) 推計の諸前提

物価変動等の要素は勘案しない。

今後の児童人口の変動を反映。

(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)

平成29年度における所要額を積算

(平成29年度とする理由)

- ・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化

希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

(別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育 1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
子育て短期支援事業	4億円
乳児家庭全戸訪問事業	13億円
養育支援訪問事業	12億円
要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
地域子育て支援拠点事業	127億円
一時預かり事業 <一般型・余裕活用型・訪問型等>	217億円
<幼稚園型(在籍園児分のみ)>	124億円
病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したものの。

子ども・子育て本部(平成27年4月～)を中心とした体制について

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣
【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る
企画立案・総合調整

少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進

・地域少子化対策重点推進交付金 等

子ども・子育て支援法に基づく事務

・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型
給付、地域型保育給付、施設等利用給付、児童手当)

・企業主導型保育事業

・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金 等

認定こども園法に基づく事務(共管)

・認定こども園制度に係る一元的窓口

・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

厚生労働省

【主な業務】

児童福祉法に基づく事務

・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業
に係る基準、指導監督

・保育士に関する事項 等

認定こども園法に基づく事務(共管) 等

文部科学省

【主な業務】

学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務

・幼稚園に係る基準、指導監督

・幼稚園教諭に関する事項

・私学助成に係る事務(施設型給付を受けない私立
幼稚園に対する補助等) 等

認定こども園法に基づく事務(共管) 等

「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育てほしい、ママやパパにも親としてすくすく育てほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で、誰もが安心して子育てができ「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。

ビジュアルは、元気に演奏する個性あふれる子どもたち（乳児・幼児・小学生）の姿により、新制度への共感や、親しみを感じていただけるものとししました。メインコピーのロゴとイラストを描いてくださったのは、絵本作家として活躍されているのぶみさん。新制度の意義にご賛同いただき、ご協力いただきました。



「子ども・子育て支援新制度」に関する情報は内閣府のホームページへ

- <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

- 内閣府子ども・子育て本部では Facebook、Twitter でも情報発信しています！

Facebook : <https://www.facebook.com/sukusuku.japan>

twitter : https://twitter.com/sukusuku_japan

- ホームページでは、例えばこんな資料を掲載しています。

- ・ 制度の概要
- ・ 「子ども・子育て支援新制度」なるほどBOOK
- ・ 子ども・子育て会議の資料・議事録・動画
- ・ 事業者向けFAQ
- ・ 自治体向け情報(説明会資料、自治体向けFAQなど)
- ・ フォーラム、シンポジウムなどのイベント情報
- ・ 地方版「子ども・子育て会議」の取組事例に関する報告書



など



すくすくジャパン!

